新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成27年3月13日(金曜日)

経済建設委員会

日時 平成27年3月13日 (金曜日) 午後1時30分 開会 場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、建設部

第25号議案「質疑・討論・採決」第26号議案「質疑・討論・採決」第27号議案「質疑・討論・採決」第77号議案「質疑・討論・採決」第78号議案「質疑・討論・採決」

出席委員(6名)

委員長 滝川健司 副委員長 白井倫啓

委 員 打桐厚史 山崎祐一 山口洋一 夏目勝吾 (議長)

欠席委員 なし

説明のために出席した者

産業・立地部、建設部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 書 記 夏目佳子

開 会 午後1時30分

○滝川健司委員長 ただいまから、経済建設 委員会を開会します。

本日は、3月11日の本会議において本委員会に付託されました第25号議案から第27号議案まで、第77号議案及び第78号議案の5議案について審査します。

審査は、説明を省略し直ちに質疑に入ります。

第25号議案 新城市有海勤労者センターの 設置及び管理に関する条例の廃止を議題とし ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。質 疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第25号議案を採決します。本議案 は原案のとおり可決することに異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって第25号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第26号議案 新城市若者定住促進住宅 の設置及び管理に関する条例の一部改正を議 題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 若者定住促進住宅ということですが、若者政策を諦めたのかなというふうにも思うんですが、これまで果たしてきた役割というのはどのようなものがあるんでしょうか。

〇滝川健司委員長 星野都市計画課長。

〇星野隆彦都市計画課長 新城市若者定住促 進住宅の果たしてきた役割ということでござ いますけれども、もともとこれ、作手地内に ある2つの住宅になるわけでございますけれ ども。一般住宅がないということで、若者、 結婚した若者の方が、若い夫婦で生活する場 所がないというところで村外に出てしまう。 当時、村外に出てしまうというような状況が 見受けられたため、こういう若者定住住宅を つくることによって、村内に定住していただ くというようなことで、建てられたという住 宅になりますので、その意味から言いますと 若者が作手地内から、外に出ることなく作手 の中で生活をしていただいたというようなこ とから言えば、十分その目的を果たしていた んではないかというふうに考えております。

〇滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 役割を果たしてきたということなんですが、今回、入居条件等を変更して、入居率の向上を図るということになったということですが、しばらく入居されてないっていう期間が続いたということでしょうか。

〇滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、若者定住住宅につきましては、草谷ハイツと杉平住宅の2つあります。草谷ハイツにつきましては、1棟4戸の住宅でございます。杉平住宅については、木造の1戸住宅ということになっておりますが、草谷ハイツにつきましては、それぞれ空き家の月数がございましたけれども、現在は全て入居されております。しかし、杉平住宅につきましては、平成23年の3月退居以来、48カ月間入居がない状況が続いておりますので、今回、若者ということを若者定住住宅から定住促進住宅という形にさせていただこうということになっております。

ただちょっとつけ加えさせていただくわけ なんですけれども、決してこの杉平住宅につ いての問い合わせがなかったかというとそうではなくて、問い合わせがあったにもかかわらず、この条例によって制限等があったために、お断りしているというケースが多々ございましたものですから、今回これを外すことによって有効に、空き家率が少ないと言いましょうか、活用されることをするために今回こういうふうにさせていただいたということでございます。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終了します。 これより討論を行います。討論はありませ んか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第26号議案を採決します。本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって第26号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第27号議案 新城市農業集落排水施設 の設置及び管理に関する条例の一部改正を議 題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。質疑を終了します。 これより討論を行います。討論はありませ んか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第27号議案を採決します。本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第77号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終了します。 これより討論を行います。討論はありませ んか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第77号議案を採決します。本議案 は原案のとおり可決することに異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第78号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終了します。 これより討論を行います。討論はありませ んか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第78号議案を採決します。本議案 は原案のとおり可決することに異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって第78号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の 審査は全て終了いたしました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成 については、委員長に一任願いたいと思いま す。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会とします。

閉 会 午後1時39分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

経済建設委員会委員長 滝川健司